

下水道事業 使用料の現状分析と 使用料改定の基本方針案について

第3期第5回村上市上下水道事業審議会

2024年6月19日

投資財源見通しと答申内容 (前回の振り返りを含む)

各条件ごとの使用料単価と、一般家庭の使用料目安(1/2)

再掲

【パターン1】 使用料改定なし

- 令和7年度 使用料収入 824,361千円
- 使用料単価 150.0円/m³(令和4年度実績)
- 公共下水道における一般家庭(20m³利用を前提とする)の使用料(目安)
3,170円
- 令和7年度から10年間の繰入金見込額:275.0億円

【パターン2】 維持管理費が賄える水準まで改定する

- 維持管理費見込(令和7年度) 1,040,610千円
- 改定後使用料単価
令和7年10月改定後 209.1円/m³ (+34.5%)
令和12年10月改定後 225.0円/m³ (+10.2%)
- 公共下水道における一般家庭の使用料(目安)
令和7年10月改定後 4,264円
令和12年10月改定後 4,588円
- 令和7年度から10年間の繰入金見込額:245.8億円(△29.2億円)

各条件ごとの使用料単価と、一般家庭の使用料目安(2/2)

再掲

【パターン3】 維持管理費+支払利息額が賄える水準まで改定する

- 維持管理費+支払利息(令和7年度) 1,341,863千円
- 改定後使用料単価
 - 令和7年10月改定後 259.5円/m³ (+66.9%)
 - 令和12年10月改定後 266.7円/m³ (+ 4.6%)
- 公共下水道における一般家庭の使用料(目安)
 - 令和7年10月改定後 5,290円
 - 令和12年10月改定後 5,436円
- 令和7年度から10年間の繰入金見込額:224.5億円(△50.5億円)

【パターン4】 維持管理費+資本費が賄える水準まで改定する

- 維持管理費+資本費(令和7年度) 2,478,230千円
- 改定後使用料単価
 - 令和7年10月改定後 483.6円/m³ (+311.0%)
 - 令和12年10月改定後 513.1円/m³ (+ 18.9%)
- 公共下水道における一般家庭の使用料(目安)
 - 令和7年10月改定後 9,860円
 - 令和12年10月改定後 10,460円
- 令和7年度から10年間の繰入金見込額:114.5億円(△160.5億円)

使用料の在り方についての答申内容と使用料改定の方向性

<答申内容(R6.3.26)(抜粋)>

令和4年6月の料金改定実施後においても、維持管理費を使用料収入で賄うことはできず、大雨災害等による料金減収分については、一般会計からの繰入金により補てんしている状況にある。

基準外繰入金については、毎年度抑制率の基準を設けるなど一般会計の負担を低減させる必要がある。併せて、国県など可能な財政支援制度を活用するなど、料金収入以外の財源確保にも努め、収支構造の改善を図ることが求められる。

地理的条件等によりコスト高になる地域もあるが、料金収入で維持管理費用を賄うことができていない現状であることから、維持管理経費回収率 100%を目指すための取組が必要である。

料金改定を実施する際は、住民にとって急激な負担増とならないよう、段階的な料金改定とする等の配慮を望むものである。



使用料改定を行うこととなった場合は、使用の態様に応じた使用料となるような体系とする必要がある一方、急激な負担増とならないよう配慮する必要があります。

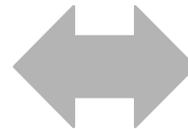
使用料改定に対する基本的な考え方

使用料体系の方向性を考えるに際し、使用料収入の受取側である下水道事業者(本市)と支払側である使用者(市民、企業等)の両面から検討を行っていきます

受取側:下水道事業者(本市)

(基本的な考え方)

- 下水道は現代社会に必要不可欠な社会基盤であり、今後も老朽化による設備投資が必要である中、適切に整備し、更新・維持管理していけるよう、適切な使用料のあり方を検討します。
- このため、需要にかかわらず、安定した経営を行っていける使用料体系を検討していきます。



支払側:使用者(市民、企業等)

(基本的な考え方)

- 下水道事業はナショナルミニマムと位置付けられているため、使用者に過度な負担を強いないよう検討していきます。
- 特に、少量使用者の負担に配慮した使用料体系を検討していきます。

使用料改定の考え方

使用料体系の具体的な検討事項

一般的に、使用料体系決定においては以下の点が検討事項となります。

(現行の公共下水道の使用料体系を例にした説明)

区分	汚水の排除量	排水区分	
		一般排水	特定排水
基本使用料 (1月につき)	10m ³ まで	1,500円	1,500円
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超えるごとに	167円	50円

②基本水量

①基本使用料と従量使用料の収入割合

④水量区画ごとの従量使用料の設定

③従量使用料の逡増度

⑤用途別使用料

使用料体系の具体的な検討事項

検討項目	現状	検討の考え方
①基本使用料と従量使用料の収入割合	42:58	基本使用料の割合を高めることで、排水量に影響されにくく、企業経営を安定的に行いやすくなるとされています。
②基本水量	10m ³	<p>基本水量を設けて、その範囲においては従量使用料を徴収しないことで、日常生活の上で最低限必要な排出量を考慮することができるかとされています。</p> <p>その一方で、使用量基本水量に満たない使用者は、使用水量の多寡に関わらず使用料が定額となることから、不公平感を抱かせるとの指摘もあります。</p> <p>この場合、基本水量制ではなく、対象とする水量区分について使用料単価を抑制的に設定した従量使用料を設定することも有力な選択肢とされています。</p>
③従量使用料の逡増度	1.0	<p>逡増度は、従量使用料の「最高単価」÷「最低単価」で算出します。</p> <p>「下水道使用料算定の基本的考え方」では、需要変動リスクに対応するコストを水量区画別に調整・配賦し、従量使用料単価を算定する方法が示されています。</p>
④水量区画ごとの従量使用料の設定	1段階	「下水道使用料算定の基本的考え方」では、水量区画を概ね3から9段階とし、排水需要実態等を考慮して使用料単価を決定することとされています。
⑤用途別使用料の設定	一般排水および特定排水を設定 (公共下水)	他に例えば営業用、臨時用など、用途別の利用状況を踏まえて検討することが考えられます。

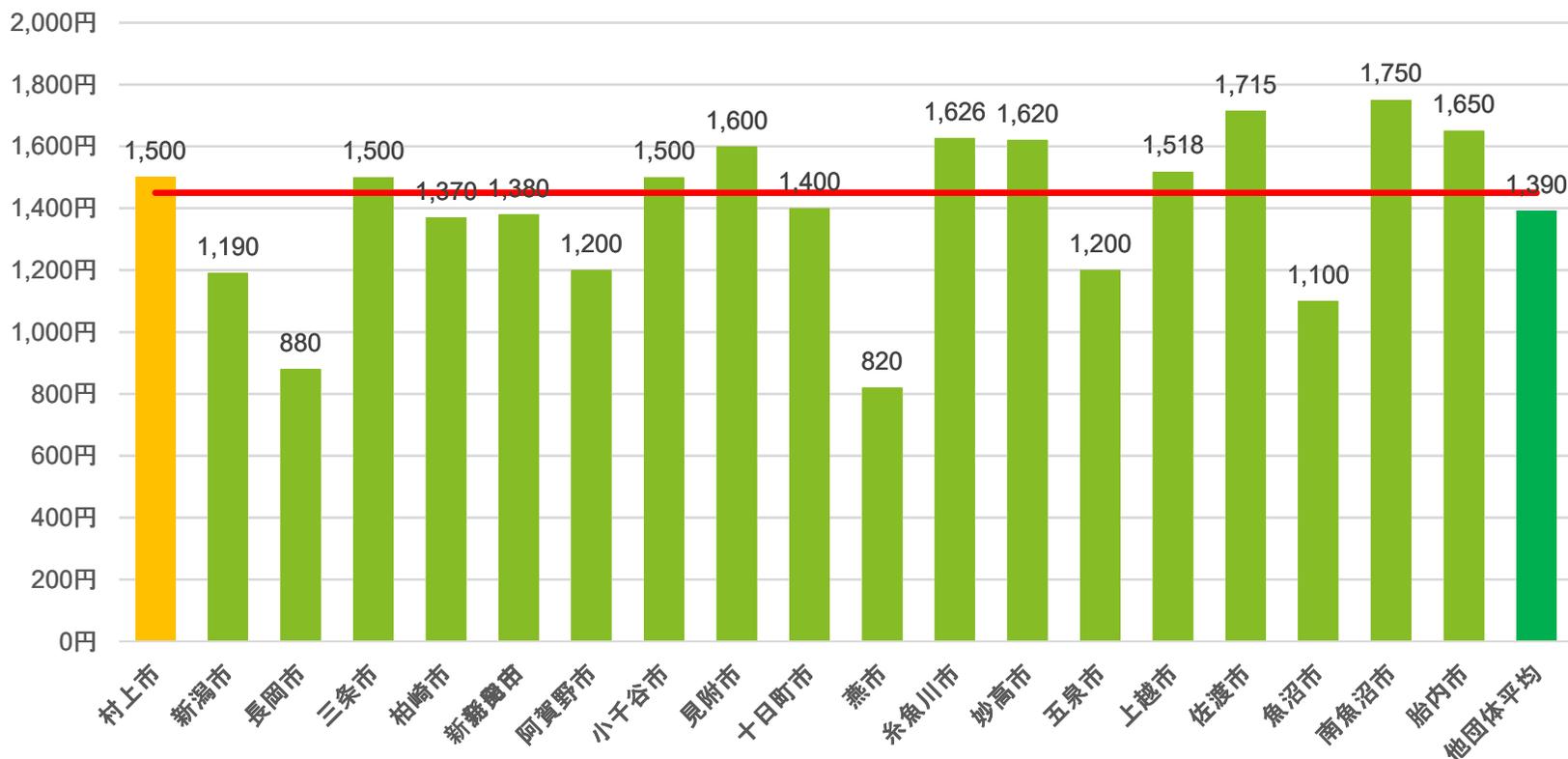
使用料単価改定の検討にあたっての現状整理

基本使用料 県内他市比較

1か月あたりの基本使用料は県内他市の平均値よりやや高い水準となっています。

- 本市を除いた県内他市の平均基本使用料は1,390円となっており、本市の1,500円はやや高い水準であります。
- 一方、県内他市の中央値は1,450円となっているため、本市の値は中央からはあまり乖離していません。

基本使用料(1ヶ月あたり、税抜、円)



村上市:1,500円
最大値:1,750円
最小値:820円
平均値:1,390円
中央値:1,450円

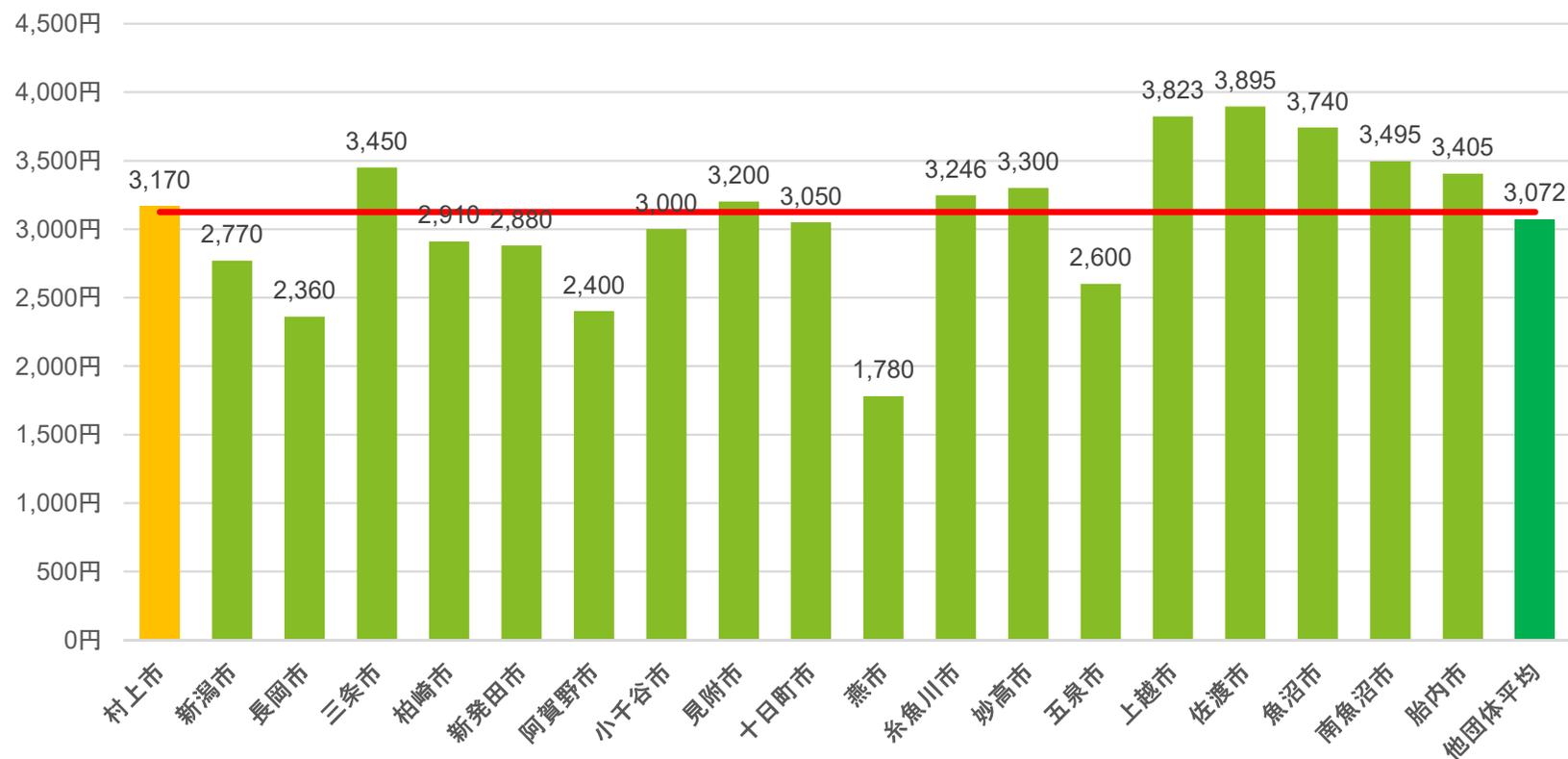
*各団体が下水道条例等に公表している使用料体系をもとに作成しています。公表されている使用料体系が2か月基準となっている団体は、2か月基準の基本水量を2で除し調整していません。

一般家庭(20m³利用を前提とする)の使用料(目安) 県内他市比較

一般家庭の使用料は県内他市の平均値よりやや高い水準となっています。

- 本市を除いた県内他市の平均の一般家庭の使用料は3,072円となっており、本市の3,170円はやや高い水準であります。
- 一方、県内他市の中央値は3,125円となっているため、本市の値は中央からはあまり乖離していません。

実際の料金(20m³利用時、税抜、円)

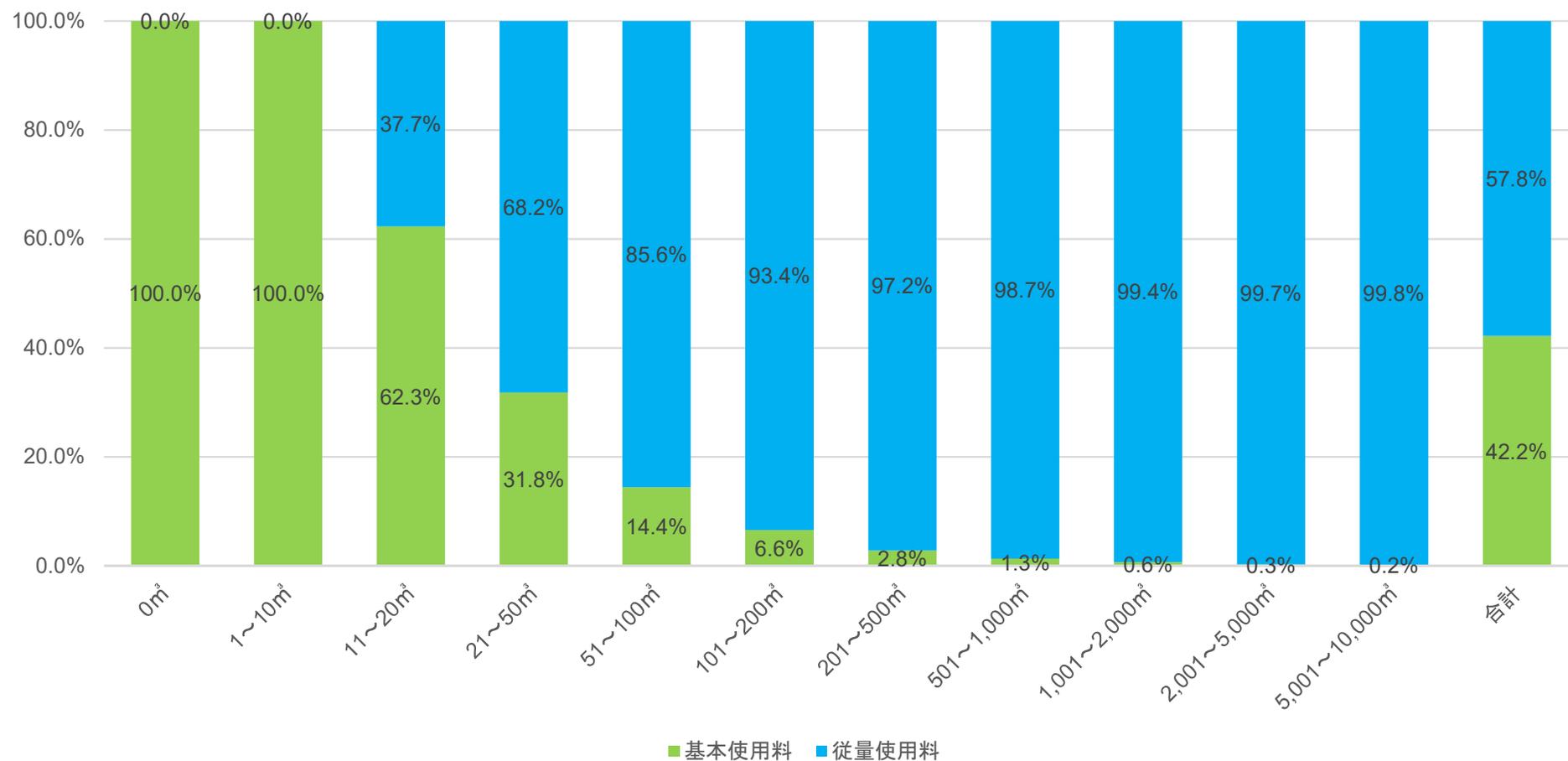


村上市: 3,170円
 最大値: 3,895円
 最小値: 1,780円
 平均値: 3,072円
 中央値: 3,125円

*各団体が下水道条例等に公表している使用料体系をもとに作成しています。公表されている使用料体系が2か月基準となっている団体は、2か月基準の基本水量を2で除し調整しています。

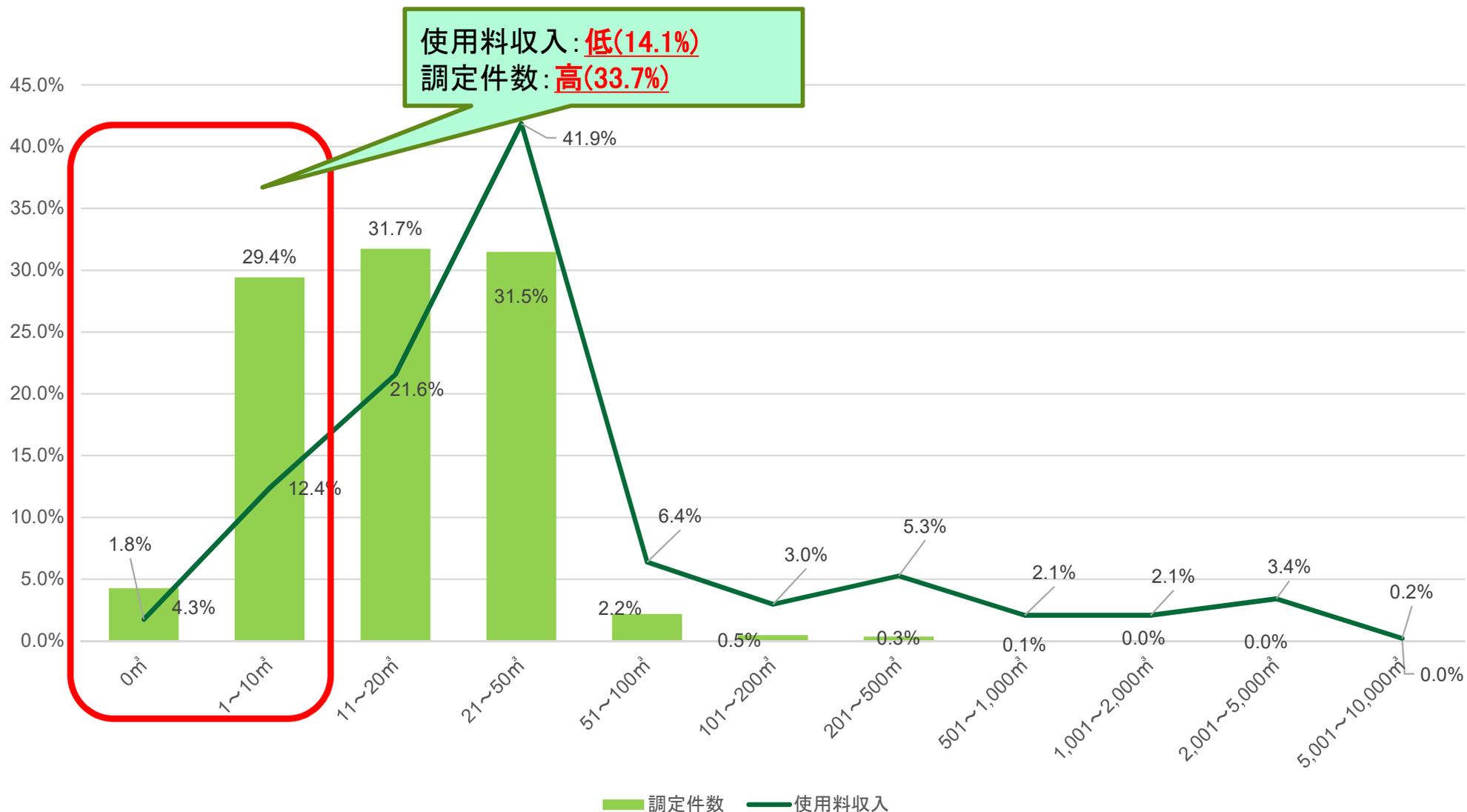
有収水量別 基本使用料と従量使用料の収入割合

年間調定額のうち、基本使用料収入が42.2%、従量使用料収入が57.8%を占めています



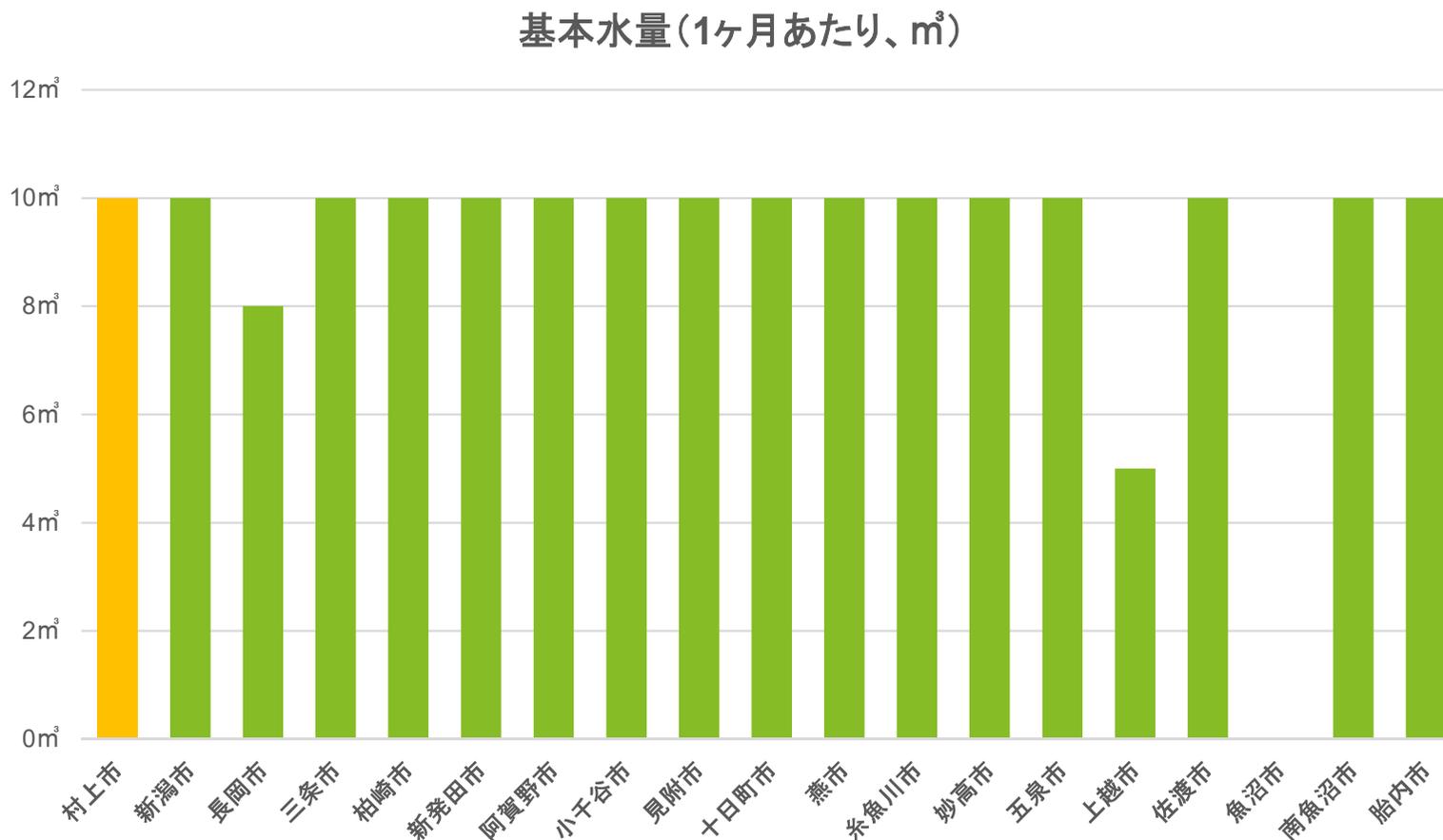
使用料収入及び調定件数の段階別有収水量別分布状況(令和5年度)

有収水量 $0\text{m}^3\sim 10\text{m}^3$ の利用者については、
使用料収入が全体の14.1%であるのに対し、調定件数は全体の33.7%を占めています



基本水量 県内他市比較

県内他市については、1か月あたりの基本水量を 10m^3 とする団体が最も多くなっています。



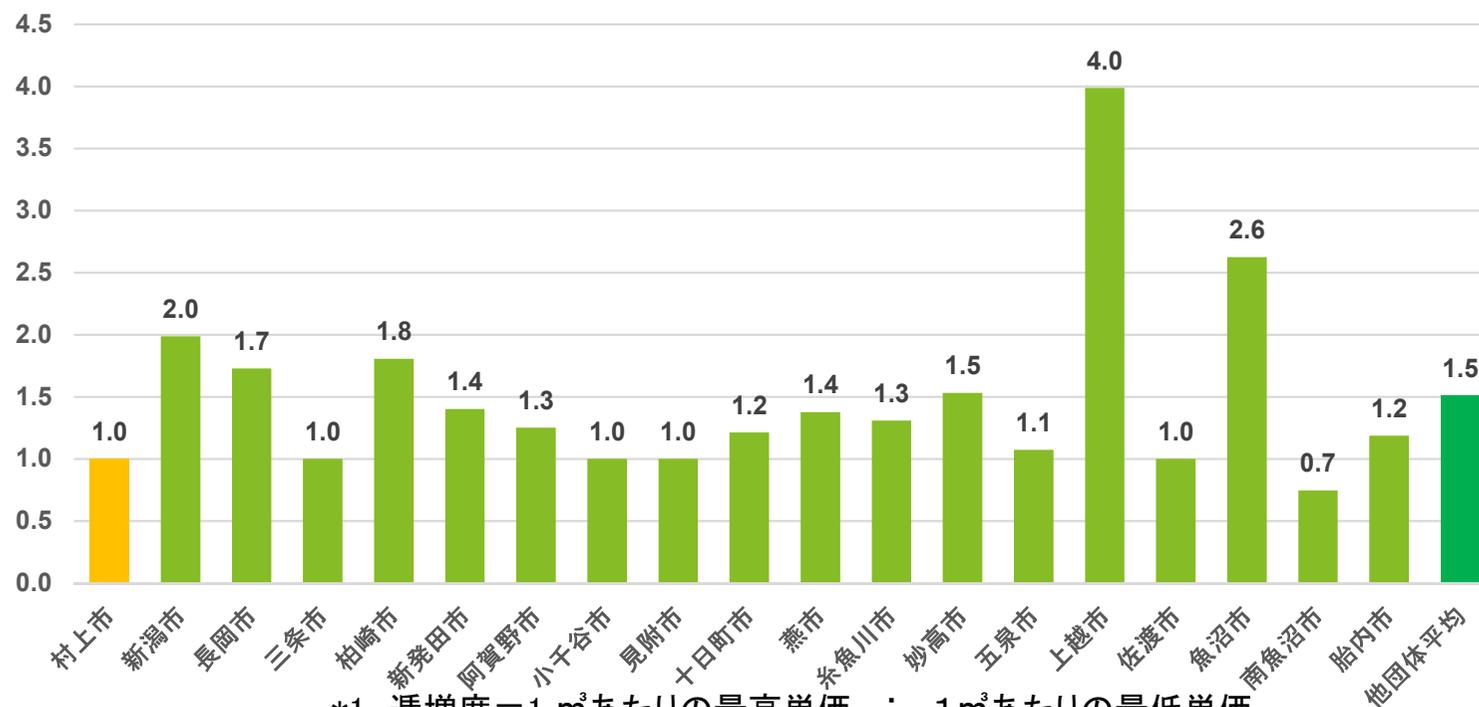
- 各団体が下水道条例等に公表している使用料体系をもとに作成しています。公表されている使用料体系が2か月基準となっている団体は、2か月基準の基本水量を2で除し調整しています。

逡増度 県内他市比較

逡増度は県内他市の中央値1.3と大きく乖離はしていませんが、多くの団体が累進使用料制度を採用しています。

- 逡増度(*1)は、本市を除いた県内他市の平均が1.5となっているため、本市の逡増度1.0は平均よりやや低い水準となっています。ただしこれは、基本水量の設定が他市より小さい2市(上越市:5m³、魚沼市:0m³)の逡増度が他市の水準から大きく乖離しているためであり、本市の逡増度1.0は、中央値1.3とは大きく乖離しておらず異常なものではありません。

逡増度(最高単価 / 最低単価)



村上市: 1.0
 最大値: 4.0
 最小値: 0.7
 平均値: 1.5
 中央値: 1.3

*1 逡増度 = 1 m³あたりの最高単価 ÷ 1 m³あたりの最低単価
 最高単価・最低単価については、各市の公表する条例に記載されている使用料体系に基づき算出。
 基本水量付与の有無などによる影響を排除するため、本市の1か月あたり基本水量である10 m³を使用した場合の各市の基本使用料(含む)を10で除し算出した1 m³あたりの使用料を調整最低単価としています。